

令和4年度より開始

## 熱海市不妊治療費等助成金概要

- 【助成対象】(1) 不妊治療：体外受精及び顕微授精、人工授精、薬物療法、タイミング療法  
 (上記の治療に至る一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を含む)  
 (2) 不育症検査・治療

- 【対象者】(1) 不妊については、不妊治療を受けた夫婦（事実婚も含む）であって、不妊治療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されたもの  
 (2) 不育については、不育治療を受けた夫婦（事実婚も含む）  
 (3) 夫又は妻が熱海市の住民基本台帳に記載されている夫婦で、助成金の申請を行う日において現に1年以上市内に居住しているもの  
 (4) 市税等を滞納していない夫婦

	不妊治療	不育治療
治療の範囲	体外受精、顕微授精、人工授精、薬物療法、タイミング療法	【検査】 不育症のリスク因子の検査 絨毛染色体検査 【治療】 低用量アスピリン療法 ヘパリン療法
対象者	治療期間の初日の妻の年齢が43歳未満	
助成金額	【体外受精、顕微授精】 保険適用内から、他制度の助成額を控除した額の 1/2 以内 (ただし、1回 165,000 円を限度) 【人工授精】 保険適用内の 1/2 以内 (ただし、年度毎30,000円を限度) 【薬物療法・タイミング療法】 保険適用内の 1/2 以内 (ただし、1回 30,000 円を限度)	保険適用外から、他制度の助成額を控除した額の 7/10 以内 (ただし、年度毎 241,500 円を限度)
助成期間	【体外受精、顕微授精】 初回の治療期間の初日の妻の年齢が、 ・40歳未満：43歳になるまでに通算6回 ・40～43歳未満：43歳になるまでに通算3回 (ただし、助成を受けた後出産した場合（妊娠12週以降に死産に至った場合を含む）は、改めて初回から助成を受けることができる) 【人工授精】 治療開始月から継続して2年間 【薬物療法・タイミング療法】 治療開始月から継続して2年間 (ただし、申請は年2回まで)	治療開始月から継続して2年間
助成金の申請	4月～翌年3月まで、年度ごとに申請	
必要書類	熱海市不妊治療費等助成金交付要綱	
	(1) 要綱様式第1号（申請書） (2) 要綱様式第2号（証明書） (3) 要綱様式第4号（申立書）（※事実婚の場合に限る） (4) 要綱様式第5号（請求書） (5) 戸籍謄本もしくは全部事項証明書 （※発行から3月以内を有効とする） (6) 医療機関領収書 (7) 他団体の補助金等の額を証明する書類 (8) 未納がないことを証明する市税納税証明書 （※発行から3月以内を有効とする） (9) 印鑑、通帳	(1) 要綱様式第1号（申請書） (2) 要綱様式第3号（証明書） (3) 要綱様式第4号（申立書）（※事実婚の場合に限る） (4) 要綱様式第5号（請求書） (5) 戸籍謄本もしくは全部事項証明書 （※発行から3月以内を有効とする） (6) 医療機関領収書 (7) 他団体の補助金の額を証明する書類 (8) 最新の課税証明書又は非課税証明書 （※発行から3月以内を有効とする） (9) 未納がないことを証明する市税納税証明書 （※発行から3月以内を有効とする） (10) 印鑑、通帳
備考	※ 戸籍謄本もしくは全部事項証明書において、日本国籍を有しない者にあつては、夫婦であることが証明できる公の機関が発行した書類	